青色申告をされている皆様へ

新型コロナウイルスによる
収入減少も補てんされます。

草津市版

「収入保険」は、
様々なリスクから農業経営を守ります！

収入保険（令和５年分）へ新規加入いただいた方を対象に市から保険料の一部助成が実施されます。

区分	通常 負担割合
草津市	―
農業者（自己負担分）	全額

負担割合（100円未満切捨て）	補助上限
1/3	10万円
2/3	―

保険料(掛捨て部分)が８．９万円の場合、市から２．９６万円が補助され、自己負担額は５．９４万円となる見込みです。

収入保険は、自然災害による**収量減少**だけでなく、新型コロナウイルスによる**販売量の減少**や**価格の低下**など**農業者の経営努力では避けられない収入減少も補償**します！

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった

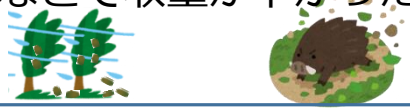

市場価格が下がった

災害で作付不能になった

けがや病気で収穫ができない

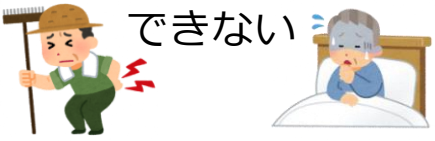

倉庫が浸水して売り物にならない

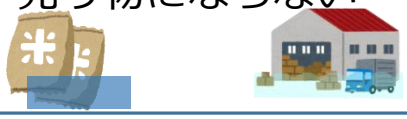

盗難や運搬中の事故にあった

加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

※　加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が１年分あれば加入できます。

※　収入保険と、農業共済、ナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

◎　**当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(2年間)**することができます。

収入保険の仕組み

〇農家(法人)の農産物の販売収入に基づき、補償の基準となる「基準収入」を設定します。
〇農産物の販売収入が、基準収入の９割を下回ったときに、下回った額の９割を補てん金として支払います。

例えば、基準収入が1,000万円で、実際の収入が700万円の場合は
基準収入の9割は、900万円
基準収入の9割を下回った額は、900万円-700万円=200万円
補てん金は、200万円×９割＝180万円となります。(※)
(※)保険方式は80%、積立方式は10%、支払率は90%で加入した場合です。

農業者ごとの基準収入の金額により、掛捨ての保険料と掛捨てではない積立金、付加保険料の額を計算します。

＜保険料の目安＞基準収入金額が1,000万円の場合、
掛捨ての保険料8.9万円、掛捨てではない積立金22.5万円
付加保険料2.2万円となり、合計33.6万円です(※)

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がるのが基本です。
(※)積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

申込みと保険期間

【個　人】新規加入は１２月末日、継続加入は１１月末日までに加入申請書を提出します。 保険期間は翌年の１月～１２月になります。
【法　人】新規加入は事業年度の末日、継続加入は事業年度の１か月前までに加入申請書を提出します。 保険期間は事業年度の１年間です。

〇保険制度のお問合せ・ご相談は、最寄りのＮＯＳＡＩの支所・出張所・本所へご連絡ください。

支所名	管轄地域	フリーダイヤル	電話番号
南部支所	大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市	0120-031-393	077-582-3006
高島出張所	高島市	0120-133-951	0740-22-3951

滋賀県農業共済組合　本所　TEL077-524-4688　☎0120-519-031

〇草津市の保険料補助制度のお問合せ・ご相談は、以下までご連絡ください。

担当部署	ＴＥＬ	ＦＡＸ	Ｅ-Ｍａｉｌ
草津市農林水産課	077-561-2347	077-561-2486	norin@city.kusatsu.lg.jp